就　学　相　談　の　流　れ（小　学　校）

保護者からの申し込み

＊保護者が指導課の窓口で直接申し込む、または電話による申し込みを行う。

・氏名、住所、相談したい内容などを指導課特別支援教育係に伝える。

対象児童は、次年度
小学校入学予定者です。

⇩

面談日時の調整

＊就学相談担当者（臨床心理士等）が保護者と日程調整を行い、相談日の予定を立てる。

⇩

保護者との面談

＊就学相談担当者（臨床心理士等）が保護者と面談を行う。

①現在の様子について(家庭や園などで困っていることや、気になることなど)

②生育歴や既往歴について　　③諸検査の記録や医療機関の受診について

成育歴は母子手帳を基に
聞き取っています。
【作成書類】
就学支援ファイル
＜様式1＞就学相談票
＜様式2＞面接票

⇩

お子さんの発達検査および医療機関受診

＊医療機関等でお子さんの、医師診察記録及び発達検査結果書類を取っていただく。

基本的に病院での
検査を勧めています。
【作成書類】
＜様式3＞医師診察記録
発達検査結果詳細

⇩

保育園・幼稚園での行動観察、及び担当教諭との面談

＊就学相談担当者（臨床心理士等）が・幼稚園・保育所等での普段の様子を観察する。

行動観察のあと、園での
様子を担任から聞き取ります。
【作成書類】
＜様式4＞就学相談資料
＜様式実-1＞実態把握票

⇩

特別支援学校・特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級での体験・行動観察

①特別支援学級設置校において、特別支援学級の体験入級を通して行動観察を行う。

②特別支援学校での体験入学を通して行動観察を行う。

③特別支援教室、通級指導学級の体験入級を通して行動観察を行う。

＊就学先の希望、保護者との面談内容やその他相談資料等を勘案して、上記①～③のいずれかを行っていただく（市教育委員会からご案内する）。複数実施していただくこともある。

【作成書類】
＜様式4＞就学相談資料
＜様式実-1＞実態把握票※①
体験入級報告書※②
※①と②についてはどちらかの
場合もあります。

⇩

昭島市就学支援委員会

＊校長、教員、就学相談担当者（臨床心理士等）、学識経験者、指導主事等で構成される。

＊小集団グループでお子さんの行動観察を行う。

・市役所や学校、委員会での行動観察での様子や医療機関等の資料をもとに審議を行い、お子さんの適切な就学先について判定する。

⇩

判定結果について保護者へ報告

＊判定結果や判定理由について、就学相談担当者（臨床心理士等）が保護者に説明を行う。

就学相談の中での子どもの
様子や、委員会当日の様
子をお伝えし、委員会で出
た意見もお伝えします。

⇩

保護者による就学先の決定

＊就学先の学校と、話し合いをする場合がある。

保護者の希望がある場合
や、委員会の判定と違う就
学先を選択した場合に学
校と面談をします。

：親子　　：保護者のみ

：その他

教育・発達総合相談
TEL：042-519-2290　TEL：042-519-2247